

令和8年度用 ジュニア専用枠 利用の手引き

<目次>

- 1 ジュニア専用枠の概要
- 2 ジュニア専用枠の利用の条件
- 3 ジュニア専用枠の利用までのスケジュール
- 4 ジュニア専用枠の担当業務
- 5 ジュニア専用枠の使用料について
- 6 ジュニア専用枠の開放施設一覧
- 7 ジュニア専用枠の物品・設備の管理
- 8 ジュニア専用枠の利用のきまり
- 9 ペナルティー制度について
- 10 Q&A
- 11 関係書式

新潟市教育委員会
学校支援課地域クラブ活動推進室
生涯学習推進課
令和7年10月

Ⅰ ジュニア専用枠の概要

(1) 目的

中学校が教育活動で使用しない、おおむね平日の17時～19時および休日の9時～19時の施設の利用について、中学生のための地域クラブ（以下地域クラブ）が優先的に利用できる枠として、利用を認める。部活動の地域展開に向けたグッドスタートの令和8年度から令和9年度までの期間において、ジュニア専用枠の運用方法の実証と検証を通して制度設計を行う。

将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保を目指し、地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会の増加につなげていく。

(2) ジュニア専用枠の定義

○利用可能時間帯

〈1〉平日 17:00～19:00

〈2〉休日（土、日曜日）

①9:00～12:00 ②12:30～15:30 ③16:00～19:00

〈3〉土日以外の祝日

土日以外の祝日の利用可能時間帯については調整会議※で事前に決定する。
もしくは、毎月の運営委員会※で調整する。

〈1〉～〈3〉の利用する時間帯については、調整会議※にて変更を可能とする。

（例：休日の時間帯を4分割にする、平日の始まりを16:00～にするなど）

※運営委員会、調整会議については（4）に記載

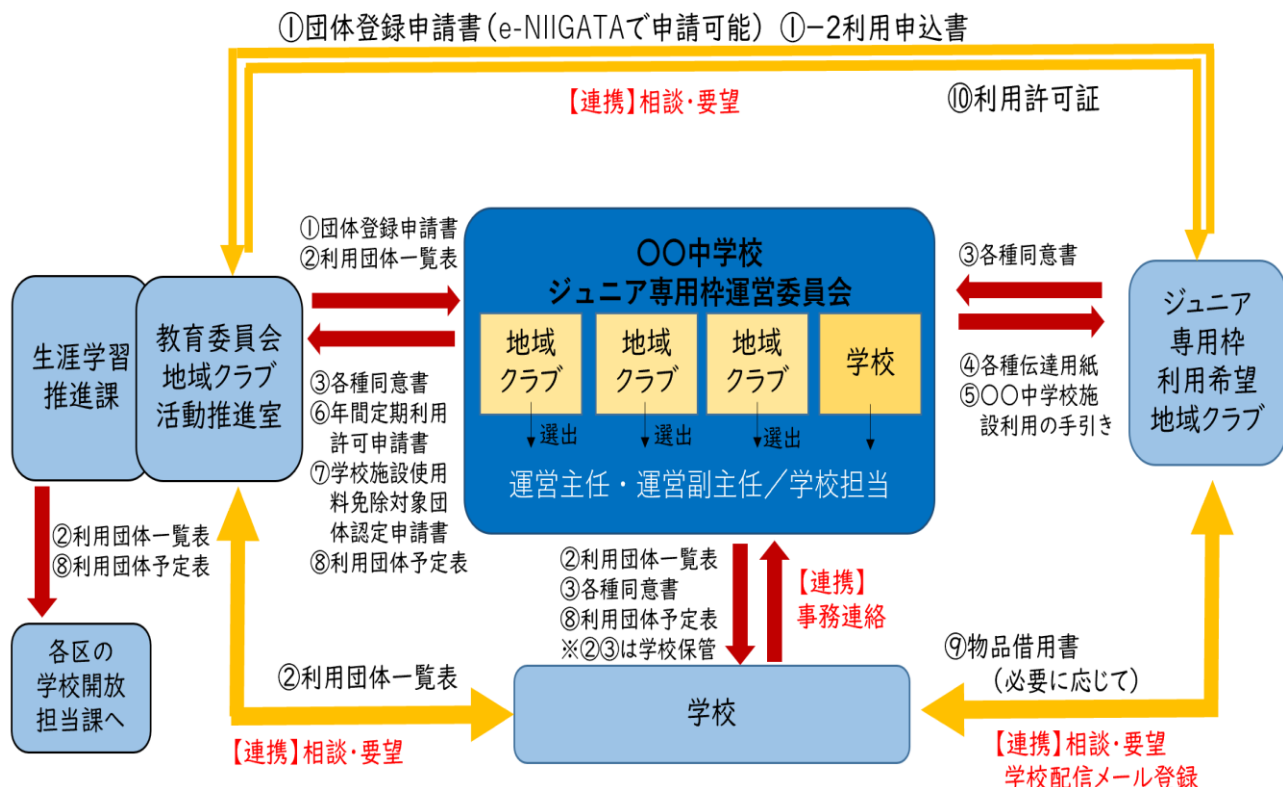
○利用可能施設 各中学校が開放利用を認めた施設

（利用できる施設、利用できる種目は学校ごとに異なる）

○学校が閉庁日となるお盆（8月8日～16日及び前後数日間、年末年始（12月26日～翌1月3日及び前後数日間）は、原則利用を休止します。

(3) ジュニア専用枠利用における運営体制

利用する各学校に「ジュニア専用枠運営委員会」を設置し、施設利用に関する申請・連絡・調整等の業務を行う。



(4) ジュニア専用枠運営委員会の役割業務と調整会議（前期・後期）について

①ジュニア専用枠運営委員会の役割業務

〇〇中学校ジュニア専用枠運営委員会		
業務分担（利用する団体数が3団体以下の場合は兼ねてもよい）		
運営主任	利用地域クラブ団体から1名	調整会議の進行と議長 中学校からの連絡を団体に伝達
運営副主任	利用地域クラブ団体から1名	書類の作成 主任の補助
委員	利用地域クラブ団体から1名	必要に応じて業務を分担
学校担当	学校から1名	調整会議の日程調整 中学校の利用方法の伝達 中学校の利用可否の伝達 中学校の利用状況の確認

※令和8年度については、地域クラブ活動推進室が当該校と連絡調整を行い、利用団体を決定する。また、地域クラブ活動曜日や時間帯についても地域クラブ活動推進室で行う。調整会議では重複した時間や曜日の修正を行う。

②調整会議（前期・後期）の内容（日時は学校が指定）

- 【1】運営主任、運営副主任の選出
- 【2】利用枠の調整（活動曜日、活動時間）
- 【3】連絡体制の確認（連絡網、LINE グループ、オープンチャット等を作成）
- 【4】学校からの使用についての説明
- 【5】各種書類の提出と確認

地域クラブ→地域クラブ活動推進室→学校（事前送付）

- ①団体登録申請書（e-NIIGATA で申請可能）と①-2利用申込書
- ②利用団体一覧表

地域クラブ→運営委員会（1部は学校・1部は地域クラブ活動推進室へ提出）

- ③キーボックスの暗証番号・セキュリティシステムの解除方法の同意書

運営委員会で学校から各地域クラブへ説明

- ④キーボックスの暗証番号・セキュリティシステムの解除方法の伝達用紙
- ⑤〇〇中学校施設利用の手引き

運営主任・副主任→学校・地域クラブ活動推進室（後日送付）

- ⑥年間定期利用許可申請書（地域クラブ活動推進室へ）
- ⑦学校施設使用料免除対象団体認定申請書（地域クラブ活動推進室へ）
- ⑧利用団体予定表（学校と地域クラブ活動推進室へ）

その他

- ⑨物品借用書（必要に応じて）

地域クラブ活動推進室→地域クラブ（後日送付）

- ⑩利用許可証

（5）ジュニア専用枠の利用制限

次の場合について、学校はジュニア専用枠の利用を制限することができる。

- ①学校行事などを含む学校の教育活動で学校施設等を使用する場合
- ②地域の活動等で学校施設等を利用する場合（学校開放事業の臨時利用申請）
- ③その他、施設の工事、悪天候や災害及び感染症等による特別な場合

※連絡体制を利用し、学校から運営委員会に連絡をする。

2 ジュニア専用枠の利用の条件

- (1) 新潟市の「中学生のための地域クラブ団体リスト」に掲載している地域クラブであること
令和8年度の前期利用の申し込みに限り、以下の場合も申請可能とする。ただし、事前に地域クラブ活動推進室に連絡する。

※1 令和8年度の4月までに申請予定の地域クラブ

※2 夏の中体連の大会・コンクール等終了まで活動する地域クラブ

- (2) 中学生が在籍している地域クラブであること

※令和8年4月に中学生が在籍する予定の地域クラブについては、事前に地域クラブ活動推進室に連絡する。

- (3) 「ジュニア専用枠利用の手引き(地域クラブ用)」を守ることができる団体であること

- (4) 原則、平日は最大4日、休日は1日1枠まで申請可能

平日・休日の特別ルール(申請時に地域クラブ活動推進室に報告)

① 休日のみ活動する地域クラブは2日間1枠ずつ利用可能

② 多種多様な活動※を実施予定の場合、他に空いている枠を第2・3希望として申請可能

※多種多様な活動に関して

スポーツ庁最終とりまとめより(地域クラブ活動の在り方より抽出)

・新たな価値を創出することが重要

・地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要

推進方針より(地域クラブの現状と目的から)

～中学生のための地域クラブ活動とは～

部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体となり、スポーツ・文化芸術に親しむ機会を生徒に提供する活動のこと

<多種多様な活動例>

(ア) 別な種目とのコラボレーション

(イ) 初心者コースの開設

(ウ) エキスパートコースの創設

(エ) 講習会の実施

(オ) 合同練習に利用

(カ) 活動日の変更(天候、指導者の都合、所属生徒の学校行事など)

(5) 学校開放事業・部活動との関連

- ①掲載基準※の活動日数と活動時間の範囲内で学校開放事業とジュニア専用枠の利用ができる。
- ②ジュニア専用枠を利用した場合、同日の学校開放枠の利用はできない。
- ③部活動後に地域クラブとして活動する場合、活動時間は合わせて2時間程度とする。

※掲載基準（「新潟市中中学生のための地域クラブ活動団体リスト」掲載申請の条件より抜粋）

(4) 活動時間を守り、休養日を設定（下記①～④）している。

- ① 週当たり2日以上休養日を設ける。
- ② 平日は、少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。ただし、休日のみ実施する場合は、この限りでない。
- ③ ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ④ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(6) 利用する学校の優先利用に関する取り決め

- 地域クラブの構成員における利用学校生徒の割合が多いこと
- 地域クラブの構成員における利用学校と近隣校の生徒の割合が多いこと
- 指導者等が利用学校の教職員、または、利用学校区に居住する地域住民であること

3 ジュニア専用枠の利用までのスケジュール(令和8年度に向けて)

(1) ジュニア専用枠の定期利用について

時期	項目	担当
令和8年度前期利用に向けて	令和7年11月末まで 令和8年度 前期ジュニア専用枠利用に関する申請 ①団体登録申請書(メールまたはe-NIIGATAで可能) ①-2利用申込書(メールで申請)	地域クラブ活動推進室
	令和8年度 前期ジュニア専用枠の調整	
	令和8年1月中 令和8年度 前期ジュニア専用枠について、利用地域クラブ団体の決定通知 ②利用団体一覧表 ⑧利用団体予定表(仮)を送付	地域クラブ活動推進室 →地域クラブ
	令和8年2月~3月 各中学校ジュニア専用枠運営委員会発足と前期調整会議開催 P4の調整会議【1】~【5】を行う 各種書類の提出・確認・作成 ③各種同意書、⑨物品借用書の提出(地域クラブ作成) ④各種伝達用紙、⑤利用のきまりの送付(学校作成) 後日に運営委員会より ③各種同意書、⑥年間定期利用許可申請書(集約) ⑦学校施設使用料免除対象団体認定申請書 ⑧利用団体予定表(完成版) その後、推進室より ⑩利用許可証	ジュニア専用枠運営委員会 → 学校 → 地域クラブ → 地域クラブ活動推進室 → 地域クラブ
	令和8年4月 令和8年度 前期ジュニア専用枠利用開始 夏季休業中の予定を調整し、学校へ申請(夏季休業開始1か月前)	地域クラブ →学校
令和8年度後期利用に向けて	令和8年6月 新規参加団体のみ 後期ジュニア専用枠利用方法に関する説明会(zoom) ※利用希望団体は事前に資料をダウンロードして参加する	地域クラブ活動推進室 生涯学習推進課 学校 新規地域クラブ
	令和8年6月中 令和8年度 後期ジュニア専用枠利用に関する申請 新規団体と施設変更希望と施設追加希望団体 ①団体登録申請書(新規団体のみメールまたはe-NIIGATAで可能) ①-2利用申込書(新規団体と変更・追加希望団)	地域クラブ活動推進室
	令和8年度 後期ジュニア専用枠の調整	
	令和8年8月前半 令和8年度 後期ジュニア専用枠について、利用地域クラブ団体の決定通知 ②利用団体一覧表 ⑧利用団体予定表(仮)を送付	地域クラブ活動推進室 → 学校 地域クラブ

令和8年 8月後半～9 月	令和8年度 各中学校ジュニア専用枠の後期調整会議開催 P4の調整会議【1】～【5】を行う 各種書類の提出・確認・作成 ③各種同意書、⑨物品借用書の提出（地域クラブ作成） ④各種伝達用紙、⑤利用のきまりの送付（学校作成） 後日に運営委員会より ③各種同意書、⑥年間定期利用許可申請書（集約） ⑦学校施設使用料免除対象団体認定申請書 ⑧利用団体予定表（完成版） その後、推進室より ⑩利用許可証	ジュニア専用枠運営委員会 → 学校 → 地域クラブ → 地域クラブ活動推進室 → 地域クラブ
	令和8年 10月	令和8年度 後期ジュニア専用枠利用開始 冬季・年度末休業中の予定調整し、学校へ申請（1か月前） 地域クラブ → 学校

(2) ジュニア専用枠の年度途中からの利用について

時期	項目	担当
年度途中から	【1】空き枠の確認とジュニア専用枠運営委員会運営主任の連絡先を伝達	地域クラブ活動推進室
	【2】運営主任からジュニア専用枠の利用枠の有無の確認 確保できた場合：毎月20日までに提出 ①団体登録申請書と①-2利用申込書 ⑥年間定期利用許可申請書 ⑦学校施設使用料免除対象団体認定申請書 確保できない場合：他の学校を同様の手順で行う	→ 地域クラブ活動推進室
	【3】使用する学校と打ち合わせを行う ③各種同意書の提出（1部は推進室へ送付） ⑨物品借用書の提出 ④各種伝達用紙、⑤利用のきまり 学校との打ち合わせが完了後、利用許可証を送付する。	→ 学校・ 地域クラブ活動推進室 → 地域クラブ
	【4】地域クラブ活動推進室は⑩利用許可証を送付	→ 地域クラブ活動推進室
	【5】ジュニア専用枠運営委員会の副主任 ⑧利用団体予定表を修正し提出	→ 学校・地域クラブ活動推進室

(3) 長期休業中の平日（ジュニア専用枠以外 ～17:00 ）の利用について

- 学校の許可があればジュニア専用枠と同様に学校施設を利用できる。
- 当該校の運営委員会に所属している地域クラブが利用することができる。
(利用の際は、必ず指導者もしくは責任能力のある大人が活動に参加する)

<利用までの流れ>

長期休業中のみ、平日の活動時間の変更を希望する地域クラブは、運営委員会の連絡体制等を活用し、他の利用団体と調整を図り、①-3長期休業中の利用申込書を学校に申請し許可を得てジュニア専用枠として使用することができる。

4 ジュニア専用枠の担当業務

担当	業務項目
ジュニア専用 枠運営委員会	☐ 役割分担、連絡方法の確立 ☐ 利用枠の調整 ☐ 各種書類の作成、提出 ☐ 新規クラブの受付・調整 ☐ 長期休業中の利用枠の調整
学校	☐ 調整会議への日程調整と参加 ☐ 施設利用のきまり作成、送付 ☐ 各種伝達用紙の配布 ☐ ジュニア専用枠用掲示コーナーの整備 ☐ 施設利用の連絡
利用団体	☐ 団体登録申請 ☐ 各種書類の作成と申請 ☐ 利用日誌への記載（QRコードで報告） ☐ 調整会議への出席 ☐ 各種研修動画の視聴・参加

5 ジュニア専用枠の使用料について

「ジュニア専用枠の利用の条件」を満たす地域クラブは使用料を免除する。
(新潟市立学校の施設の開放に関する使用料条例および同規則に基づく)

6 ジュニア専用枠の開放施設一覧

(1) 開放施設について(後日、市のホームページに掲載、メールにて案内します)

10月以降に各校に調査予定、学校開放事業と連携し、市のホームページに掲載、利用団体や学校へメールにて案内する。

(2) キーボックスの利用について

①各校と同意書を交わし、キーボックスを利用して施設の開場と施錠を行う。

②SECOM 等のセキュリティシステムの解除が必要な施設を利用する場合も、各校と同意書を交わし、施設を利用する。

特に、セキュリティシステムを解除して利用する地域クラブについては、同意書・伝達用紙の「遵守事項・承諾事項」に従う。

7 ジュニア専用枠の物品・設備の管理

(1) 特別な場合の対応

①鍵を破損・紛失した場合

地域クラブの経費で鍵穴の付け替えと鍵の作成を行う。

②用具や施設を破損した場合

地域クラブの経費で修繕を行う。(学校が業者に依頼し、団体に請求)

③これまで部活動で使用していた用具や物品の利用・保管について

学校長が認めた部活動由来の地域クラブ(保護者会・学校主体)であれば、学校と連携し利用可能とする。ただし、管理や利用でのトラブルに関する責任等を明記した「⑨物品借用書」を作成する。

危機管理マニュアルより

(6) 施設の破損等について

・鍵の破損、施設の破損・汚損等が起きた場合については下記の対応をする。

〈1〉利用団体が応急的処置を行う。

〈2〉利用団体は運営委員会の連絡体制にて学校へ報告する。

その後の利用について学校と協議し決定する。

緊急な対応が必要な場合(鍵の破損で開放玄関が開閉できない、電灯機器の故障、鳥の死骸がある)

〈3〉学校との協議の結果、施設利用できないと判断した場合は、活動を中止する。

〈4〉利用団体は運営委員会の連絡体制を用い、その後に利用する団体へ利用不可の連絡を行う。(※連絡がつかない場合は開放玄関に張り紙等で使用不可を伝える。)

〈5〉学校は学校開放事業で利用する団体へ連絡する。

・利用前に施設の破損等が見つかった場合は、写真等で現場を記録し、学校へ連絡する。場合にによっては警察へも連絡する。

(7) セキュリティシステムの誤操作への対応について(必ず学校へ報告する)

・セキュリティの解除ミスで警報が発せられた場合、正しい方法でセキュリティを解除し、指定されている警備保障へ連絡する。(詳しくは調整会議にて学校に確認しておく)

・施設使用中に警備員が来た場合、警備員とともに原因等を確認し、対応する。

(8) 設備や機器の故障・キーボックスに鍵がない等により施設が利用できない場合

・その時間の利用はしない。連絡網を利用し、報告する。

(6)の〈3〉～〈5〉と同様の対応をする。

(2) 冷暖房の使用について

- ①体育館にある大型扇風機等の冷房機器は利用可能とする。
- ②教室利用の地域クラブに対して、冷暖房の使用を許可する。
- ③体育館等の暖房機器については学校との相談の上、許可を得た場合のみ、利用上のきまりを遵守して利用可能とする。(許可がない場合は、暖房機器の持ち込み等を含め、火気の使用は厳禁とする)

8 ジュニア専用枠の利用のきまり

- (1) 各学校が作成する「利用のきまり」を守ること
- (2) 別紙「ジュニア専用枠利用に関する危機管理マニュアル」に沿って、緊急対応を行うこと
- (3) 利用団体は、次の行為をしないでください。
 - ①施設・設備を損傷、汚損し、または用具等を紛失すること。
 - ②許可された施設・設備以外を利用したり、立ち入ったりすること。
 - ③指定の場所以外へ車両を乗り入れたり駐車したりすること。
 - ④火器を使用すること。(特別な許可を受けた場合を除く)
 - ⑤学校敷地内での喫煙。(駐車場の車内も同様)
 - ⑥学校や学校周辺住民に迷惑をかける行為。
 - ⑦ゴミを放置すること。(学校のゴミ箱には捨てない)
- (4) その他
 - ①活動後は使用した場所を必ず清掃すること。
 - ②除雪の際は、開放玄関周辺や駐車場等の除雪を地域クラブで行うこと。

9 ペナルティー制度について

以下の行為が起きた場合、学校と協議の上、利用を停止する場合がある。

(1) 主なペナルティー対象行為

対象行為	注意レベル
①利用施設の窓及び鍵、玄関の未施錠	レベル1
②利用後の施設照明の不消灯	レベル1
③利用後の冷暖房等の消し忘れ	レベル1
④鍵の紛失	レベル2
⑤冷暖房の無断使用、許可のない火気の使用	レベル2
⑥「中学校利用のきまり」に反する行為	レベル2
⑦故意による騒音	レベル2
⑧許可のない施設の無断使用	レベル2
⑨鍵の無断複製	レベル3
⑩「セキュリティマニュアル」に反する行為	レベル3
⑪その他、学校が管理上・教育活動上支障があると認める行為	レベル3

※同様の注意レベルを繰り返した場合は次の注意レベルとなる。

注意レベル3を繰り返す場合は注意レベル4とする。

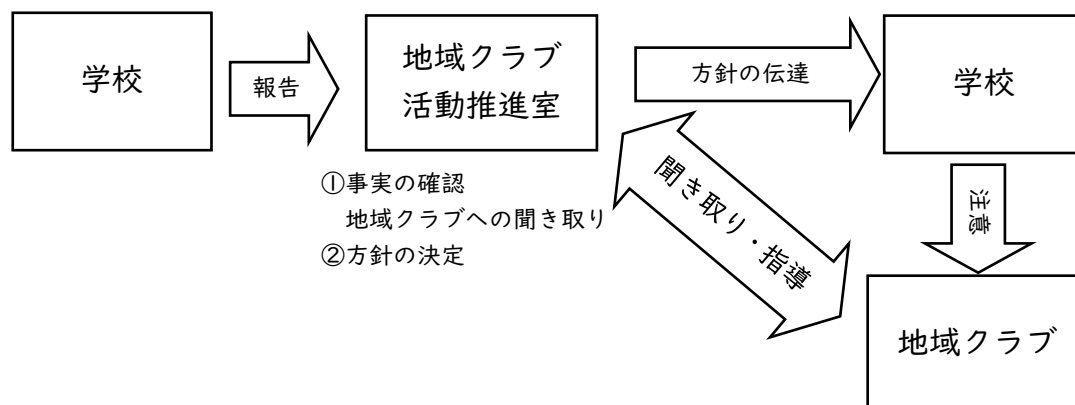
(2) 注意レベルと内容

注意レベル	注意内容	担当
レベル1	文書または口頭による嚴重注意	学校
レベル2	事情聴取の上、誓約書の提出	教育委員会
レベル3	1か月の利用停止	教育委員会
レベル4	利用停止、次年度の利用申請禁止	教育委員会

(3) 上記にないペナルティー対象行為があった場合は、学校と地域クラブ推進室で協議し、注意レベルを決定する。

(4) 対象行為が起きた場合は、学校から地域クラブ活動推進室に報告する。

(5) 対象行為が起きた場合の流れ



10 Q&A

Q1 ジュニア専用枠時間の利用について、どんなパターンがありますか？

(1) 学校に部活動がある場合

		15:00		15:30		16:00		16:30		17:00		17:30		18:00		18:30		19:00						
ジュニア 専用枠										ジュニア専用枠														
学校に部 活動があ る場合	パター ン1			部活動A					地域クラブ活動B									部活動後に地域クラブ活動が使用						
	パター ン2			部活動C				地域クラブ活動C										部活動から保護者会主体地域クラブとして使用 ※活動時間は2h以内						
	パター ン3			部活動D				地域クラブ活動D				地域クラブ活動E							部活動から保護者会主体地域クラブへ その後の空いた時間を別の地域クラブが使用					
	パター ン4			部活動F					地域クラブ活動G				地域クラブ活動H					地域クラブが時間帯やコートを2つに分けて使用						

(2) 学校に部活動がない場合

		15:00		15:30		16:00		16:30		17:00		17:30		18:00		18:30		19:00						
ジュニア 専用枠											ジュニア専用枠													
学校に部 活動がない場合	パターン1			自校の生徒は学校で待機 他校の生徒は移動						地域クラブ活動A									各校生徒の待機場所を設置					
	パターン2			地域クラブ活動B															学校終了後から地域クラブ活動として活動可能 ※活動時間は2h以内					
	パターン3			地域クラブ活動C								地域クラブ活動D							地域クラブが時間帯を2つに分けて使用可能					

これ以外のパターンについても考え、調整会議にて詳細を決定します。

(3) 土日や祝日の利用する時間帯については、基本の利用時間や利用場所の割り当ては調整会議で決定します。運営委員会に連絡体制を確立し(例:全体で LINE グループ、グラウンド利用団体ごとのグループなど)、「1日練習試合で利用する」、「全面を利用する」、「他の団体が使用しない場合に時間帯を変える」など、臨機応変に利用しても構わないこととする。

Q2 トイレが整備されていない屋外施設を利用している場合はどうすればよいですか？

→A2 屋内のトイレを使用します。調整会議にて、学校と事前に使用するトイレを確認します。
必要に応じ③④同意書と伝達用紙を学校と交わして使用します。

Q3 休日に他のチームを招いて大会や練習ゲームを行うことは可能ですか？

→A3 ジュニア専用枠運営委員会の連絡体制を活用し、利用団体内で調整を図って利用可能です。

Q4 平日のジュニア専用枠時間(17:00~19:00)と学校開放事業(19:00~21:00)の入れ替わりについて、スムーズに行う方法がありますか？

→A4 ジュニア専用枠利用団体は18:50には活動を終了し、19:00には完全に利用施設を空けます。

19:00~の利用団体が到着している場合、以下のように対応してください。

- ①照明はそのまま消さないで引き継ぐ。
- ②開放玄関については施錠せず、鍵をキーボックスに返却する。
- ③窓はすべて閉めて施錠する。(トイレ等も含む)
- ④保護者による迎え、徒歩や自転車での帰宅の際、学校開放事業利用団体との事故に注意をする。

Q5 臨時利用申請があった場合、ジュニア専用枠の利用についてはどのようにしたらよいですか？

→A5 P4(5)②の例として保育園の運動会、地域のイベント等で地域が学校施設の利用をする場合は、地域クラブ活動より優先して臨時利用を認めてください。

調整会議前に決まっている臨時利用活動については、調整会議で使用できない日として共通確認しておいてください。

調整会議後に決まった臨時利用活動については、学校から運営委員会の連絡体制を利用して、使用できない日を各団体に伝えてください。

P4(5)②以外の団体による場合はジュニア専用枠の時間帯であっても、空き枠であれば学校開放事業の臨時利用の受付は可能です。

Q6 グラウンド等を利用している地域クラブが悪天候になった場合、活動場所はどうなりますか？

→A6 調整会議の時点で屋内の施設に空き枠がある場合は利用可能です。屋内の施設に空き枠がない場合は、学校と調整の上、これまでの部活動と同様に利用できる施設(ピロティや廊下等)を利用することも調整会議で決めておいてください。

Q7 夏場、外で活用している地域クラブが冬場の体育館等の室内を利用することは可能ですか？

→A7 後期の調整会議で調整の上、利用可能です。ただし、屋内で活動している地域クラブを優先して割り当てます。その後に、空いている施設や時間帯を屋外の地域クラブで調整して利用する優先順位を設けます。

Q8 地域クラブが使用する用具を学校施設に留め置くことは可能ですか？

→A8 運営委員会にて、学校と調整して許可を得た場合、利用可能です。(「⑨物品借用書」を活用ください)

Q9 小学生もジュニア専用枠を利用した練習に参加することは可能ですか？

→A9 参加可能です。

11 関係書式

- ①別記様式第1号 団体登録申請書
- ①-2【ジュニア専用枠用】利用申込書
- ①-3【ジュニア専用枠用】長期休業中の利用申込書・利用許可書
- ②【ジュニア専用枠用】利用団体一覧表
- ③-1【ジュニア専用枠用】学校施設利用に係るキーボックス同意書（地域クラブ→中学校）
- ③-2【ジュニア専用枠用】学校施設利用に係るセキュリティ操作同意書（地域クラブ→中学校）
- ④-1【ジュニア専用枠用】学校施設利用に係るキーボックス暗証番号伝達用紙
（中学校→地域クラブ）
- ④-2【ジュニア専用枠用】学校施設利用に係るセキュリティ操作方法伝達用紙
（中学校→地域クラブ）
- ⑤〇〇中学校施設利用の手引き（各学校で作成）
- ⑥別記様式第2号（第5条関係）「年間利用許可申請書」
- ⑦別記様式第3号 免除申請書
- ⑧【ジュニア専用枠用】利用団体予定表
- ⑨【ジュニア専用枠用】物品借用書
- ⑩別記様式第4号 年間利用許可証